

政令第三百二十九号

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令の一部を改正する

政令

内閣は、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第三百三十二号）第二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令（昭和四十七年政令第四百三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「十戸」を「五戸」に改める。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

（東日本大震災復興特別区域法施行令の一部改正）

2 東日本大震災復興特別区域法施行令（平成二十三年政令第四百九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項を削り、同条第二項中「特定集団移転促進事業」を「法第五十三条第一項3に規定する特定集団移転促進事業」に改め、「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令」の下に「（昭和四十七年政令第四百三十二号）」を加え、同項を同条とする。

理由

近年の自然災害の頻発等の環境の変化を踏まえ、防災のための集団移転促進事業の効果的な実施を図るため、地方公共団体が整備する住宅団地の規模に係る要件を緩和する必要があるからである。